農産物検査に関する基本要領(抄)

(平成21年5月29日付け21総食第213号)

I 農産物検査規格の規定及び検査業務

第1 農産物検査規格の設定等

法第11条の規定に基づき農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止する(第1において「設定等」という。)場合の手続については、次に定めるところによる。

1 農産物検査規格の設定等に係る要望等

農林水産省生産局長(以下「局長」という。)は、農産物検査規格の設定等について、毎年局長が開催する検査標準品全国査定会及び地方農政局長(北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。第3の2の(2)を除き、以下同じ。)が開催する検査標準品地方査定会(以下「地方査定会」という。)等を通じて、農産物の品目ごとに生産・実需等関係者から要望を聴取する。

2 農産物検査規格の設定等の手続

農林水産大臣は、農産物検査規格の設定等をしようとするときは、法第11条第 3項に基づき農産物検査規格検討会を開催する。この手続については、次に定め るところによる。

- (1) 局長は、農産物検査規格検討会の開催に当たっては、開催要領を策定の上、 当該要領に基づき農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者から意 見を聴取する。
- (2) 局長は、農産物検査規格検討会の意見を踏まえ、農産物検査規格の設定等を 行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程(平成13 年2月28日農林水産省告示第244号)の改正のための事務手続を行う。
- (3) 局長は、農産物規格規程の改正案について、一般政策に係る任意の意見公募手続を実施する。
- (4) 局長は、法第11条第2項の規定に基づき、農産物規格規程の改正の施行期日 を定め、その期日の30日前までに公示の手続を行う。

ただし、災害その他やむを得ない理由により農林水産大臣が必要があると 認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。